

厚岸町議会 第1回臨時会 会議録

令和8年1月16日

午前10時00分開議

- 議長（大野議長） ただいまから、令和8年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、3番佐藤議員、4番、金子議員を指名いたします。

日程第2、議会運営委員会報告を行います。委員長の報告を求めます。

- 議長（大野議員） 10番、堀委員長。

- 堀議員 おはようございます。本年もよろしくお願いいたします。

本日、午前9時から、第1回議会運営委員会を開催し、令和8年厚岸町議会第1回臨時会の議事運営について協議いたしましたので、その内容について報告いたします。

議会からの提出案件は、会期の決定で、本会議で審議することに決定いたしました。

次に、町長提出の議案についてであります。

議案第1号から議案第7号までの令和7年度厚岸町一般会計補正予算ほか6件は、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

なお、審議方法は、本会議に一括上程とし、審議採決は1議案ごととなります。

議案第8号から議案第10号までの条例の一部改正3件については、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日1日間としたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1月16日の1日間とすることに決定いたしました。

- 議長（大野議員） 日程第4、議案第8号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程を頂きました議案第8号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と、条例案の内容について御説明申し上げます。人事院は、昨年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告をするとともに、この報告を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律のほか、関係する法律を改正することを勧告いたしました。

この給与の改定に関する勧告の内容は、人事院が行った令和7年4月時点における、民間給与実態調査に基づく、官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定であります。国は令和7年12月24日に勧告どおり実施するため、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を公布し、同日付で施行いたしました。

このたびの特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員の給与の改定に関する勧告のうち、国家公務員の期末手当及び通勤手当、勤勉手当の支給割合の引上げを改定に引上げの改定に準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の0.05か月分の引上げを行うため制定するものであります。

町長、副町長及び教育長の給与の改定にあっても、厚岸町特別職報酬等審議会条例第2条に基づき、厚岸町特別職報酬等に報酬等審議会に意見を聞くこととされており、去る11月27日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付で本議案の内容どおり改定することが適当であるとの回答があったものであります。

続いて、改正案、改正条例条文の説明をいたします。

このたびの改正条例は、2条立ての構成としており、各条とも、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第1条に共通見だしを付しております。

第1条が今年度における期末手当のいわゆる支給割合の改正、第2条が翌年度以降の期末手当の支給割合の改正となっておりますので、御了知頂きたいと存じます。

なお、条例の改正内容につきましては、別に配付しております議案第8号説明資料の新旧対照表により説明いたします。新旧対照表を御覧ください。

初めに、第1条であります。

期末手当を定める第5条第2項の改正は、町長、副町長及び教育長の期末手当の額について、今年度の引上げ分である100分の5を令和7年12月に支給した期末手当に加えて支給するため、期末手当基礎額に乗じる割合について、100分の230を100分の235に改めるものであります。

次に、第2条であります。第1条で改めた町長、副町長及び教育長の期末手当の額を規定する第5条第2項中の期末手当基礎額に乗じる割合について、翌年度以降の6月と12月の期末手当にそれぞれ均等に100分の2.5を加えたものとするため、当該譲受割合を6月と12月ともに、100分の232.5に改めるものであります。

続いて、条例の附則であります。

議案書の1ページを御覧願います。

附則第1項はこの条例の施行期日で、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書により、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するとするものであります。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定を、令和7年12月の期末手当の支給割合の基準日である令和7年12月1日から適用することで、今年度の引上げ分100分の5を常に支給した12月分の期末手当で支給すると

するため、令和7年12月1日に遡及して適用する適用するものであります。

附則第3項は、給与の内払いの規定で、第1条の規定による令和7年12月の期末手当の引上げ改定分を遡及適用した上で、当該引上げに伴う期末手当の支給に当たっては、これまで改定前の額で支給した分を、内払いとみなし、内払いとみなした額を差し引いて支給することを規定した内容となっております。

なお、この改正による影響額については、町長、副町長及び教育長を合わせた年間の総額で12万2,992円の増額となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議の上、御承認頂きますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。7番、南谷議員。

●南谷議員 本条例の特別職の期末手当、令和7年度分を遡及して0.05か月のアップと、令和8年度分0.025か月のアップについては賛成をいたします。

議長。ここです、ね、昨年1月11日の臨時会で同様の特別職の給与に関する条例が上程されておりました。昨年は第1条の別表の中で、町長9,000円、副町長と教育長は7,000円の報酬のベースアップが上程されて、承認をしております。

今回は、特別職のベースアップの上程がないのか、質疑をしたいのですがよろしいでしょうか。

●議長（大野議長） はい。

●南谷議員 ありがとうございます。初めにですね、もし、三役のベースアップが計上されると各々幾らになるのか、ベースアップになるのか、それから年額で幾らなのか、お尋ねをさせていただきます。

また、管内の特別職の扱いは、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

さらにです。職員は、議案第10号でベースアップが上程されております。私は特別職も職員同様に扱うべきと考えております。今回、上程されなかったわけですが、このようなときは、私は従来どおり、同等に三役もベースアップをすべきと考えますが、今回されなかった理由を説明してください。

●町長（三浦町長） お答えいたします。今の南谷議員からの御質問でございますが、今回、この人事院勧告の出た部分ではですね、昨年もそうありますが、この特別職の給料の額というのは、この人事院勧告でいきますと指定職ということでございます。

これのこの給料表を活用して、この特別職に合わせさせていただいております。

昨年も9,000円ということで上がった部分を、昨年、この臨時会において、改正を上程させていただいたんですが、今回、ベースアップも同じようにありました。

これは額でいきますと2万3,500円アップということできております。それになりますと、この特別職、特に私の給料でいきますと82万9,000円がアップしますと、85万にながしということでございます。

そういった中では、これ私の考えではありましたが、やはりまだ、7月13日に厚岸町長に就任したということで、まだ、半年経っていない状況で、そのような給料をまだ上げるような働きを自分はまだしてないんじゃないかと、改めてやはり1年働いて、そしてやはり、そういうような給与のベースアップをするべき、これ職員も同じです。

やはり、この年間の仕事を進めてきた中で、この人勧に合わせた給与ベースということでもありますので、これ、私の考えの一存ではありますが、そういった意味で今回はちょっと、給料のアップを見送ったということでございます。それと管内の状況でありましたが、これも確認をさせていただきました。大変、これをですね、アップいたしますと、管内の中では一番高い給料になってしまいます。そういった中では、まだ、私の働きからいたしますと、半年ということであれば、やはりその管内の部分も調整を見ながらですね、今回のこの特別職の給料の部分に当たっては、そういった考えで、示させていただいたということで、今回の部分は見送ったということでございます。

御理解頂ければと思います。

●議長（大野議長） その他の質問の答弁、総務課長できますか、、、7番、南谷議員。

●南谷議員 しっかり聞いてください。質問してるんだから。答えは分からない分からないでいいですよ。それは、おたくの立場だから。いいですか。

今朝のですね、道新のニュースなんですけれども、非常に驚きました。厚岸町の人口8,000人割れ、12月末の現在で住民台帳の人口が7,976人と8,000人を割り込んだ。

私も非常に衝撃を受けました。いよいよ8,000人を割る時代になったなど。予想以上に早い。こういう実態にあります。また、町長は職員時代、財政を扱ってきており、本町の財政状況を熟知されており、財政状況を憂慮されてのことと、私なりに推測を、今回のベースアップとどまったというふうに理解をしたんですけれども、町長、自分たちの報酬は、自分で判断しなければなりません。それぞれ、厳しい判断を決断をしなければならないわけでございますけれども、その立場にある者、感情に左右されず、私はやはり冷静に、判断すべきだと思います。一時の感情ではなくて、自分だけじゃなくて将来誰かがなる人のことも考えて、きちんとそういうことも、町長としての責任をしっかり全うしていくのであれば、その意思に立って、遂行しなければならないのが町長の使命だと私は思います。先ほどですね、説明の中で、審議会に諮問されたと、町長の報酬の件も諮問されたんでしょうか。いかがでしょうか。諮問委員会では、このことについて協議がなされたんでしょうか。これについて、お尋ねをさせていただきます。

それから、先ほど質問いたしました。管内の状況、町長の答弁では、私はということで厚岸町の前例を言われました。全体の給料と比較して、他の組長と比較してどうのこうのってことでございますが、私は今回のベースアップについて、管内はどうなんですかって聞いたんですよ。私の質問の仕方が悪かった分、それについてはどう、とらえてるんですかと、こういうことですから、それについて、きちんと答弁をしてください。

●議長（大野議長） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。諮問につきましては、先ほど町長からおっしゃられたことで、あり得ないということでしたので、諮問自体はしておりません。ただ、その中の説明では、国のほうの給料がこうなったんですけども、町長の意向で今回は上げることはしないというような説明はしましたが、それを諮問しはしておりません。

管内の状況であります。管内はどこもそれが11月時点だったと思うんですが、調べたときにはどこも上げないという状況でありました。はい。

●議長（大野議長） 7番 南谷議員。

●南谷議員 管内の状況、それぞれ上げないという判断に至っていると。これについてはなぜ上げなかったのかということについても、調べようがなかったというふうに理解をさせてもらったんですけども、管内の組長さんも、それぞれ今回はアップされなかったとこういう理解で認識でよろしいんですね。それから、諮問しなかったよ。私はね、これだけのことでですから、少なくとも審議委員の皆さんには、きちっと審議委員であれば、どうなんかないかということも審議委員の中から意見が出て当然だと思うんですよ。

そのための審議委員でございますから、通常ベースアップは、人事院の勧告と比較して、職員が幾ら、特別職は幾らというものは勧告が出てきてるはずですよ。それに対して違うわけですから、これについて諮問がなかったよ。やっぱりね、審議もしっかりしていただきたいと私は思います。審議させるべきだという提案がなかったからではないですか。いずれにしても、そういうことで分かりました。私はですね、町長、小異にこだわらず、大きな視点に立って、本町の舵取りとしてしっかり、もっと大きいスケールで物事をとらえていただきたいんですよ、上げるものを上げてくよ。その代わり、厚岸町が人口減少にもめげないでしっかり将来に向かって取り組んでいくんだと、このぐらいの意気込みでなければ駄目だと思うんですが、いかがですか。

●議長（大野議長） 町長。

●町長（三浦町長） 今の南谷議員からも温かいお言葉を頂きました。私の感情でこの給料上げる上げないということは確かにございます。やはりこの後、どういった方となる部分はですね、大事なことだと思ってます。これ、管内を私は比較する必要は正直ではないと思ってます。私、さすがに、先ほどですね、発言といたしましては、ただ、自分の気持ちの中でですよ、やはり、まだ半年しか経ってないという部分では、大手を振って、はい、上げさせていただきますっていうところではですね、まだ、至ってないと自分は思ってます。まず1年間の働きということ、そこはもう自分個人の感情でございます。ただ、管内がしたらこういう状況だからと、上げなくていいのかということではございません。この厚岸を厚岸町のまちづくりがあって、そして、この町長がそういった中でこれから講じて進めたいということであるのであればですね、やはりその管内がこうだ、ああだということはないと思います。私たちの町は、町の考えでやはり進めていくべきだと思いますので、今の南谷議員のですね、温かい言葉を参考にしなが

ら、これからの、この特別職の給与の在り方ということで、勉強させていただきたいと思っておりますので、御理解頂ければと思っております。

- 議長（大野議長） ほかがございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議長） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議長） 日程第5、議案第9号、厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程頂きました。議案第9号、厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と、条例案の内容を御説明申し上げます。本条例につきましては、さきの議案第8号で説明いたしました。昨年8月7日の人事院勧告における官民給与の較差を踏まえ、その均衡を図るための国家公務員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ改定の内容に準じて、厚岸町議会議員の期末手当の支給割合を0.05か月分引上げを行うための改正、制定するものであります。

議員報酬の改定に当たっては、厚岸町特別職報酬等審議会条例第2条に基づき、厚岸町特別職報酬等審議会に意見を聞くこととされており、去る11月27日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付けで、本議案の内容どおり改定することが適当であるとの答申があったものであります。続いて、改正条文の説明をいたします。

このたびの改正条例は、2条立ての構成としており、各条とも厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを付しております。

第1条が、本年度12月の期末手当の支給割合の改正、第2条が翌年度以降の事業の期末手当の支給割合の改正となっておりますので、御了承頂きたいと存じます。

なお、条例の改正内容については、別に配付しております議案第9号説明資料の新旧対照表により説明いたします。新旧対照表を御覧願います。初めに、第1条であります。

期末手当を定める第10条第2項の改正は、12月に支給する期末手当について、今年度の引上げ分である。100分の5、令和7年12月に支給した期末手当に加えて支給するため、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の期末手当の額を規定している、第10条第2項中の議員報酬の月額に乘じる割合について、100分の230から100分の235に改めるものであります。次に第2条であります。第1条で改めた以上以下議員の期末手当の額について、規定する第10条第2項中の議員報酬の月額に乘じる割合について、第1条による改正前の議員報酬の月額に乘じる割合100分の232、今年度の引上げ分である100分の5を翌年度以降の6月と12月の期末手当にそれぞれ均等に100分の2.5を加えたものとするため、当該乗じる割合を6月と12月ともに、100分の232.5に改めるものであり

ます。続いて、この条例の附則であります。

議案書の2ページを御覧願います。附則第1項、この条例の施行期日で、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書により、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するとするものであります。附則第2項は、第1条の規定による改正後の厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和7年12月の期末手当の支給の基準日である。令和7年12月1日から適用することで、今年度の引上げ分100分の5を既に支給した12月の期末手当で支給するとするため、令和7年12月1日に遡及して適用するものであります。附則第3項は、期末手当の内払いの規定で、第1条の規定による令和7年12月の期末手当の引上げ改定分を、遡及適用した上で、当該引上げに伴う期末手当の支給に当たっては、これまで改定前の額で支給した分を、内払いとみなし、内払いとみなした額を差し引いて支給することを規定した内容となっております。

なお、この改正による影響額については、全ての議員を合わせた年間の総額で13万7,020円の増額となります。以上、簡単な説明でございますが、御審議の上、御承認頂きますようお願いいたします。

- 議長（大野議長） これより質疑を行います。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議長） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（大野議長） 日程第6、議案第10号厚岸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程頂きました、議案第10号、厚岸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と、条例案の内容を御説明申し上げます。本条例につきましても、さきの議案第8号で説明いたしましたとおり、昨年8月7日に人事院が内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告をするとともに、この報告を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律のほか、関係する法律の改正を勧告したことを受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、令和7年12月24日に成立、同日付で交付したことから、地方公務員法第24条第3項の規定により、国家公務員等の均衡を図るため、この改正のうち、官民給与の格差の均衡を図るための国家公務員の俸給表の額の引上げ、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに加え、通勤手当及び宿日直手当の改正の内容に準じて、厚岸町職員の給与に関する条例の改正を行うため制定するものであります。

なお、人事院が行う国家公務員の給与に関する報告は、官民給与の比較の結果により行いますが、行政課題の複雑化や多様化や、今日の厳しい人材獲得競争の中で、より規模の大きな企業と比較する必要があるとされ、比較対象の規模、企業規模が従来50人

以上であったものから100人以上に改められております。

続いて、給与の改定の内容について申し上げます。

一つ目は、給料表の改定で、令和7年4月1日に遡及施行をする部分は、一般給料表及び企業職給料表について、若年層に重点を置きつつ、そのほかの年齢者も昨年を大幅に上回る引上げ改定となり、1級から6級までの全ての号俸について、1万2,300円から8,300円までの範囲で、初任給については1万2,300円から1万2,000円までの範囲で、再任用職員については、1万1,300円から8,300円までの範囲で給料月額を引き上げることとしております。

医療職給料表については、重点を一般職、一般給料表及び企業給料表と同じくし、1級から6級までの全ての号俸について、1万4,100円から8,400円までの範囲で、初任給を1万3,800円から1万3,500円までの範囲で、再任用職員は1万1,700円から9,100円までの範囲で、給料月額を引き上げることとしております。

会計年度職員の一般給料表については、全ての号俸を1万2,300円から8,400円までの範囲で、会計年度任用職員医療職給料表については、全ての号俸を1万4,000円から1万1,100円までの範囲で、給料月額を引き上げることとしております。

二つ目は、期末勤勉手当の支給割合の改定で、一般職員の期末手当及び勤勉手当を合わせて、0.05か月、再任用職員の期末手当及び勤勉手当を合わせて0.05か月分それぞれ引き上げることとしております。

三つ目は、通勤手当の改定で、民間の長距離通勤者に対する支給額が、公務の手当額を上回っている状況を踏まえ、通勤手当の日は手当額の引上げであります。その内容としては、令和7年4月1日の遡及適用では、10キロから15キロ未満10キロメートルから、15キロメートル未満から、60キロメートル以上までの距離について、200円から7,100円までの幅で引上げ、令和8年4月1日施行分では、現行で60キロメートル以上とされている距離区分の上限を100キロメートル以上とし60キロメートル以上の部分について、5キロメートル刻みで新たな距離区分を設けるものであります。

四つ目は、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、宿日直手当について、医師によつては1,500円、医師以外にあっては300円引き上げるものであります。

続いて、改正条文の説明をいたします。

このたびの改正条例は、5条立ての構成としており、第1条と第2条が、厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正、第3条と第4条が、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正第5条が、厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正としておりますので、あらかじめ御了知頂きたいと存じます。

なお、条例の改正内容については、別に配付しております、議案第10号説明資料の新旧対照表、①及び②で説明をさせていただきます。説明資料①の新旧対照表の1ページから2ページにかけてを御覧ください。初めに、第1条は、厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正であります。通勤手当を定める第15条の改正は、第2項は10キロメートル以上15キロメートル未満から、60キロメートル以上までの距離区分の通勤手当の額を引き上げるもので、ウの10キロメートル以上15キロメートル未満の職員にあっては、200円引き上げるもので、以下同様に、エの15キロメートル以上20キロメートル未満では400円、オの20キロメートル以上25キロメートル未満では600円、カの25メートル以上3

0キロメートル未満では800円。キの30キロメートル以上35キロメートル未満では1,000円。クの35キロメートル以上40キロメートル未満では1,200円。ケの40キロメートル以上45キロメートル未満では1,500円。コの45キロメートル以上50キロメートル未満では2,900円。サの50キロメートル以上55キロメートル未満では4,300円。シの55キロメートル以上60キロメートル未満では5,700円。スの60キロメートル以上では、7,100円引き上げるものであります。

次に、宿日直手当を定める、第16条の改正は、第1項、宿直手当の確保、医師にあっては1,500円、医師以外の職員にあっては300円引き上げるものであります。

次に、期末手当を定める第16条の3の改正は、第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の基本制定について、今年度の引上げ分である、100分の2.5、令和7年12月に支給する期末手当に加えて支給するため、期末手当基礎額に乗じる割合を6月と12月に区分し、12月の割合を100分の127.5に、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、今年度の引上げ分である、100分の2.5を令和7年12月に支給する期末手当に加えて支給するため、期末手当基礎額に乗じる割合を6月と12月に区分し、12月の割合を100分の72.5にそれぞれ改めるものであります。2ページから3ページにかけて御覧願います。勤勉手当を定める第16条の6の改正は、第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当について、今年度の引上げ分である、100分の2.5を令和7年12月に支給する、期末手当に加えて支給するため、勤勉手当基礎額に乗じる割合を6月と12月に区分し、12月の割合を100分の107.5に、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤務手当、勤勉手当について、今年度の引上げ分である100分の2.5、令和7年12月に支給する期末手当に加えて支給するため、勤勉手当基礎額に乗じる割合を6月と12月に区分し、12月の割合を100分の52.5にそれぞれ改めるものであります。なお、この改正により期末手当と勤勉手当を合わせた今年度の年間の支給割合は、一般職員や、100分の460から100分の465、定年前再任用短時間職員、短時間勤務職員が、100分の240から100分の245になります。

なお、令和5年厚岸町条例第31号、厚岸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第2項の規定により、暫定再任用職員は、条例第16条の3第3項及び第16条の6第1項の規定については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規定の適用を受けることとなります。次に、別表第1の一般給料表、別表第2の医療職給料表の全部を改める改正であります。恐れ入りますが、別に配付しております。説明資料②の新旧対照表を御覧ください。1ページから6ページにかけては、別表第1の給料表で、1級から6級までの全ての号俸について、1万2,300円から8,300円までの範囲で、6ページから13ページにかけては、別表第2の医療職給料表で、1級から6級までの全ての号俸について、1万4,100円から8,400円までの範囲で、それぞれ給料月額を引き上げるものであります。

説明資料①へお戻りください。3ページから4ページにかけて御覧願います。続いて第2条は、第1条と同じ厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正であります。

通勤手当を定める第15条の改正は、第2項第2号は、国家公務員の給与法の改正に準じて、通勤に自動車等を使用することを条例とする職員の通勤手当について、支給上限を6万6,400円を超えない範囲内で通勤手当の額を規則に委任する改正であります。

ここで別にお配りしております、議案第10号参考資料を御覧願います。

参考資料は、人事院勧告に準じて厚岸町職員通勤手当支給規則の改正案で、現行の距離区分は60キロメートル以上までの5キロメートル区切りとしているところを、60キロメートルから100キロメートルまでの距離区分を新設するものであります。

なお、厚岸町職員通勤手当支給規則は、今後示される人事院規則の改正分にあわせて改正するため、詳細な規定は変更となる場合がありますので、御留意願います。

説明資料①の新旧対照表を御覧ください。4ページになります。

通勤手当の支給時期を定める第15条第3項の改正は、通勤手当は支給単位期間に係る最初の月に支給すると定めているところ、当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合には、翌月に支給できることとする規定と新設であります。

なお、当該月通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合については、今のところ人事院規則がまだ示されておらず、今後ですね、示された場合に、改正文に準じて規定をする予定であります。

4ページから5ページにかけて御覧願います。期末手当を定める第16条の3の改正は、第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に対して、令和8年6月以降に支給する期末手当の割合を第1条で100分の127.5に改めた12月の職員の期末手当基礎額に乗じる割合を第1条による改正前の割合、100分の125に、今年度の引上げ分100分の2.5、翌年度以降の6月と12月の期末手当にそれぞれ均等に100分の1.25を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の126.25に改めるもので、第3項は、第1条で同じく100分の72.5に改めた12月の再任用職員の期末手当基礎額に乗じる割合を第1条による改正前の割合、100分の70から、今年度引上げ分である100分の2.5を翌年度以降の6月と12月の期末手当からそれぞれ均等に100分の1.25を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の71.25に改めるものであります。

勤勉手当を定める第16条の6の改正は、第2項第1号は、令和8年6月以降に支給する勤勉手当の割合を第1条で100分の107.5に改めた12月の職員の勤勉手当基礎額に乗じる割合を第1条による改正前の割合100分の105に今年度の引上げ分である100分の2.5を翌年度以降の6月と12月の勤勉手当からそれぞれ均等に100分の1.25を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の106.25に改めるもので、第2号は、第1条で同じく100分の52.5に改めた12月の定年前短時間勤務再任用職員の勤勉手当を基礎額に乗じる割合を第1条に改正前の案による改正前の割合、100分の50から、今年度、引上げ分である100分の2.5、翌年度以降の6月と12月の勤勉手当からそれぞれ均等に100分の1.25を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の51.25に改めるものであります。

なお、第16条の3第2項及び第3項並びに第16条の6第2項第1号及び第2号の改正による期末手当と勤勉手当を合わせた翌年度以降の年間の支給割合は、第1条で改正した割合と同じ割合になります。

続いて、5ページから7ページにかけて、第3条及び第4条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。改正の内容が、これまで説明した第1条及び第2条の厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正、全て同様でありますので、説明は省略させていただきます。

また、先ほどの説明と同様に、恐れ入りますが、別に配付しております説明資料②の

新旧対照表を御覧ください。説明資料②の13ページから18ページにかけて、企業職給料表についても、現行改正案と現行改正案ともに一般給料表と同じ内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明資料①の新旧対照表、10ページを御覧ください。続いて、第5条は厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

別表第1の一般給料表別表第2の医療職給料表の全部を改める改正であります。

恐れ入りますが、別に配付しております説明資料②給料表の新旧対照表を御覧ください。18ページから24ページにかけては、別表第1の一般給料表で、全ての号俸について1万2,300円から8,400円までの範囲で、24ページから26ページにかけては、別表第2の医療職給料表で全ての号俸について、1万4,000円から1万1,100円までの範囲でそれぞれ給料月額を引き上げることとしております。

議案書の23ページを御覧願います。この条例の附則であります。附則第1項はこの条例は、公布の日から施行するものとし、ただし、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行するとするものであります。附則第2項は、第1条の規定による改正後の厚岸町職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定及び、第5条の規定による改定後の厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、令和8年4月1日に遡及して実施することを定めており、これはそれぞれの条例における給料表及び手当の改正について、令和7年4月1日に遡及して実施するとするものであります。附則第3項は、給与の内払いの規定で、この条例の第1条、第3条または第5条の規定により、引上げ改定した給料について、令和7年4月1日遡及により、昨年4月から本年1月までの10か月分の給料、当該給料の引上げに伴う期末手当、勤勉手当、時間時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、通勤手当及び地域手当の支給について支給に当たっては、これまで改正前の額で支給した分を内払いとみなし、内払いとみなした額を差し引いて支給することを規定した内容となっております。

これらの改正による令和7年度予算における影響額は、企業会計を含めた全会計で給料の増額分が、5,345万円、期末手当の増額分が約1,397万円、勤勉手当の増額分が約1,195万円、通勤手当の増額分が約93万円、宿日直手当の増額分が約60万円で、給料の増額に伴う、退職手当組合の増額分が約710万円、合計8千800万円の増額と試算しております。なお、この改正の内容については、令和7年11月10日付けで、自治労厚岸町職員組合に申入れを行い、同年11月20日付けで合意する旨、回答を得ております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議の上、御承認頂きますようお願いいたします。

●議長（大野議長） これより質疑を行います。 7番 南谷議員。

●南谷議員 令和7年度8月の人事院の勧告は、月例給で平均の3.3%の引上げ率でございました。厚岸町の今回の取扱い、アップ率は一般職ベースで平均何%になりますか。もし、差があれば、その理由を説明をしてください。それからですね、提案説明でございませけれども、一般職レベルで、上げ幅が1万2,300円からおよそ8,300円、平均割

り返すと単純だよ、1万300円なんですよね、ですから、1万円ぐらいなのかなという理解に立つんですけど…、提案説明ではそれぞれ幅で申されました。それでですね、一般職員、それから医療職、再任用職員、会計年度任用職員のそれぞれ月額1人当たりの平均おおむね、人数にも差もあると思うんですよね。表だけでは読み切れません。平均値でどのぐらいの推移、それぞれなるのか説明をしてください。

●議長（大野議長） 総務課長。

●総務課長（布施課長） まず初めに、国のほうの平均が3.3%、そうなっておりますが、厚岸町の一般職の給料表ですね、そちらで言いますと、3.27%、第2が四捨五入となるとほぼ同じになっております。ただ、給料表は厚岸町は6級までですけども、国のほうは19までありますので、そこら辺の差がというのはちょっと分かりませんが、ほぼ同じ割合となっております。その差を先ほど言ったのは、月給の差ですね。まず、パーセントでいきますと、一般職が3.27%、医療職が3.29%、会計年度任用職員の一般が3.89%、医療職が、5.19%ですね。月額にしますと一般職のほうでは、これは、一応、上がったものを単純に平均にしたものであります。一般職でありますと、1万飛んで498円。医療職でありますと1万648円と会計年度任用職員ですね。一般職でありますと1万飛んで164円、あとは医療職が1万2,907円、再任用職員もすいません言ってませんでした。一般が3.74%、額が9,767円。医療職、再任用職員の医療職が3.65%で1万183円ですね。

●議長（大野議長） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今の説明ですとおおむね一般職レベルでベースでいうと、1万498円上がるよと。今まではですね、これまでのベースアップっていうのはどちらかというと若年層というんですか、若い人に優遇を初任給を含めて上げてきた経緯があると思います。

今回は、この辺が是正されて、全体に1万円のアップをしている、このことは高齢の方ちゅうんですか、50歳以上の方にとっても、今回、同じ1万円であれば、高額ですから差額が小さいんですけど、前よりは優遇改良されたなという気がいたしますが、町としては、今回のこのベースアップの方法について、どのように評価されているのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議長） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。確かに昨年もですね、どちらかというと若年層というか若いほうですね。その際も南谷議員からは、課長職とか上のほうもどうなんだということはおっしゃっていただきましたけども、今回も国のほうの人事院勧告で調査した結果でですね、やっぱりその民間のほうも、この物価高等の影響があるのか、そちらのほうも賃金が上がっているということもありまして、それが今回この人事院勧告に反映されていることだと思っておりますんで、あくまでもその実態、調べた実態の中の給料が年齢が上のほうまでも、上がっているという状況であったため、このよ

うな改定になってるのかと思っております。

●議長（大野議長） ほかございませんか。 10番、堀議員。

●堀議員 通勤手当についてお聞きします。まずですね、新旧対照表というものが参考資料で配られておりますけれども、第6条の第5条の第6条の5項か、各号の対象職員の数というものを教えてください。

それとですね、あと、今回、通勤手当の額がそれぞれ200円とか400円とかという形ですね、上がっているんですけども、ガソリンの当分の間税率というのが、昨年11月1日にはですね、廃止されました。そうしたことによってですね、ガソリンというのがですね、額が下がっておりますといったときにですね、なぜ上がるんだという話になると思うんですよ、例えばですね、2号のですね、使用距離が片道5キロから10キロというのは1番計算しやすく、4,200円というのが1番計算しやすいと思うんですけども、例えばリッター160円、リッター、1リッター160円のガソリンでですね、10キロ走る車、通勤しますよっていったときにはですね、20日間ですね、3,200円しかかからないって話なんです。この差の4,000円とか幾らというのですね、何なんだって話なんですよね。実勢価格と余りにもかけ離れ過ぎてんじゃないのかと…、下がるんだったら分かるんですけども、今回上がってるんですから、実勢の当分の間税率が廃止されたものが反映されてないというものがですね、納得いかないんですけども、それについてどのようにお考えなんでしょうか。

●議長（大野議長） 総務課長。

●総務課長（布施課長） それでは区分別の人数ですね。こちらのほう一般会計から企業会計まで全てトータルでよろしいでしょうかね。トータルとなりますと467人ほどになるんですけども、全国2キロ、全区分で申したほうがいいですよ。2キロメートル未満が193人、2キロメートルから5キロ、168人、5キロメートル以上10キロメートル未満が50人、10キロメートル以上15キロメートル未満が15人、20キロメートル以上、女子15メートル、15キロメートル以上20キロ未満が3人、20キロから25キロが9人、25キロから30キロが5人、30から35人が2人、35キロ以上40キロ未満が2人、40キロ以上45キロ未満が10人、45から50キロが6人、50キロから55キロが2人、55キロから60キロが1人、60キロ以上はおりません。ゼロですね。はい。先ほど金額の関係でございますが、これまでもですね、人勧のほうの示されたものを、準備でこれまでもやってまいりました。そう言った委員おっしゃられた考えもあるのかとは思いますが、今までも人事院勧告の額を準じまして、私ども先ほどもありました、国家公務員との均衡を図ることからも、勧告どおりの額で今までも言わせていただきました。以上です。

●大野議長 10番、堀議員。

●堀議員 人数については分かりました。当然、各世帯いろいろな、例えば介護しなけ

ればならないから遠方に親子さんを介護しながら通ってる方とかもですね、いるというものも考えたときにはですね、遠方からもですね、通勤というものはあっていいのかなというふうに思いますので、それについてはいいんですけども、額のほうなんですけれども、厚岸町としてはですね、化石燃料を使わないSDGsという中でですね、できるだけ皆さんで化石燃料を使わないでいきましょうよと、言っている中で、実勢のガソリンの価格よりもですね、高い価格を支給するとした場合にですね、どんどん車、ガソリンを焚いてですね、どんどんどんどん通ってくださって言うようなもんじゃないですか。余りにもですね、やっている政策とですね、実勢というものが違うんじゃない。確かに人事院のやつは分かりますけれども、普通、考えたって分かるでしょう、

今、実際の例えば、セルフのガソリンスタンドと140円くらいと違っていうようなですね、金額でですね、釧路とかでもですね、あります。厚岸町はもう少し高いですから、155円とか160円というものがあるかなというふうに思うんですけども、余りにもですね、実勢とはかけ離れ過ぎて上げるということをですね、考えること自体がですね、私はですね、いけないというふうに思うんですよ。むしろですね、これは人事院がそうであってもですね、例えば実勢価格を加味した中での幅、幾らっていう中の実額をですね、やはり支給する公共交通の人方はですね、通う人方がいた場合はみんな実額なんですから、それよりもですね、得するわけなんですよね。公共交通を使ってる人方だってみんな車で来てくださって言うようなもんじゃないですか。SDGsとかですね、環境に配慮したですね、やさしいまちづくりと言っておりますけれども、それについてですね、全然政策と一致してないというふうに思うんですけどもいかがなんでしょうか。

●大野議長 総務課長。

●総務課長（布施課長） はい。向かっていくって言うかですね、その関係のほうでは、そういった意味を理解しておりますけども、でも、国が示した人事院の勧告をですね、これまでも、この20日、結局、根拠がですね、そちらって言うことで、今までもやってまいりました。ほかのところもやっぱり人事院勧告に準じてというところで、これまでもやってきたところもありますので、そちらはやっぱり根拠として持っていきたいなと思いますので、御理解願います。

●大野議長 10番 堀議員

●堀議員 御理解はしないんですよ。余りにもですね、やっている政策、じゃ、SDGs言ってるのはなんだって話になりますよね。だから、やはりここはですね、人事院で、根拠だってね、でも厚岸町で根拠を作ればいいだけの話なんですから。だから、今回についてはですね、今、言っている中ではですね、あれですけども、やはり今後はですね、やはりしっかりとですね、実勢というものを見据えた中で帰りが大きい場合というものはですね、やはり変えるというものをですね、しっかりとですね、考えていただければならないというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

●大野議長 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。 掘議員からの御質問でSDGs、これ厚岸町のほうも総合計画のほうにSDGsということで進めさせていただいております。

ただ、この通勤手当、確かにこの関税の問題で下がったということなんですけど、上がった場合もあります。正直言います、そういった場合に、、、

●掘議員 220円だろ。

●三浦町長 220円です。はい。ただまた、その都度、その都度、その場合に条例を改正するということでは、正直ではないとは思っています。これはあくまでも、人事院のほうでもそういった平均をとりながら、今回のこの人事院 勧告で出してるということでもありますんで、ここにつきましては、人勧の準拠をさせていただきたいと思います。ただ、このSDGsの関係につきましては、町の公用車も含めてですね、そういった削減の努力はさせていただいております。燃料高騰の部分はですね、まずこの何をしたら基について、この定めるか、これ通勤手当以外にもいろいろな手当がございます。厚岸町は人事院を持っているわけではございませんから、この人事院を準拠してこの給与を定めさせていただいておるとお思いますので、議員おっしゃることも分からないわけではございますが、職員の給与、手当につきましては、人勧準拠で考えさせていただければと思いますので、御理解頂きたいと思います。

●大野議長 ほかございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●大野議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。日程第7、議案第1号、令和7年度厚岸町一般会計補正予算、議案第2号、令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号、令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第4号、令和7年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第5号、令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第6号、令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算、議案第7号、令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算以上7件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）ただいま上程頂きました議案第1号、令和7年度厚岸町一般会計補正予算5回目から、議案第4号、令和7年度厚岸町老人介護老人保健施設事業特別会計補正予算、2回目の提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、議案書の1ページであります。令和7年度厚岸町一般会計補正予算5回目、令和7年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

2億2,567万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億7,380万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。2ページから3ページまで、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では、2款2項、歳出では8款13項にわたってそれぞれ2億2,567万円の増額補正であります。事項別により御説明いたします。

7ページをお開き願います。歳入であります。12款1項1目1節、地方交付税7,541万1,000円の増。普通交付税、補正財源調整のための計上であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補助金1節総務管理費補助金、1億3,073万3,000円の増。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、令和7国補正、1億3,073万3,000円が、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた国民や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細かに必要な事業を実施する取組に対しての国庫補助金の新規計上であります。内容につきましては、歳出予算の水道事業会計と頑張ろう厚岸応援券発行、令和7国補正において説明いたします。

なお、この交付金の国からの決定額は1億7,277万5,000円で、今回の補正予算の計上は1億3,073万3,000円ですので、未計上の額が4,204万2,000円となっております。

この金額については、令和8年度予算に計上したいと考えており、内容につきましては、歳出予算の水道事業会計で説明いたします。3節 徴税费補助金4万8,000円の減。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、給付金定額減税一体支援枠4万8,000円の減であります。内容につきましては、歳出予算の定額減税補足給付金において説明いたします。2目、民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金、1,957万4,000円の増。物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金、1,800万円と、物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金、157万4,000円で、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子供たちの健やかな成長を応援する観点から支給する補助金と、補助金支給事務に係る経費に充当する。国庫補助金の新規計上であります。内容につきましては、失礼しました。内容につきましては、歳出予算の物価高対応子育て応援手当支給と物価高対応子育て応援手当支給事務において説明いたします。以上で歳入の説明を終わります。

9ページをお開き願います。歳出であります。1款1項1目議会費、13万7,000円の増。説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増であります。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費5万円の増、ミラノコルティナで開催される2026冬季オリンピックの日本代表選手として選考された当町出身の佐藤綾乃選手への報償費の計上であります。2項、徴税费、2目、諸費4万8,000円の減。説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増と執行見込みによる会計年度任用職員給の減であります。5項、統計調査費、1目、統計調査総務費、1万1,000円の増。説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増と執行見込みによる職員手当の減であります。次ページをお開き願います。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、16万7,000円の増。国民健康保険特別会計における人事院勧告に伴う給与改定の増で、当特別会計の繰出金の増であります。四つ目、老人福祉費126万8,000円の増。介護保険特別会計における人事院勧告に伴う給与改定の増で、当特別会計の繰出金の増であります。2項、児童福祉費、

6目、諸費1,957万4,000円の新規計上。物価高対応子育て応援手当支給1,800万円の増は、対象となる18歳以下の子供がいる世帯に、児童1人当たり2万円を支給するもので、対象見込みは900人であります。

物価高対応子育て応援手当支給事務157万4,000円の増は、さきに御説明した物価高対応子育て対応手当支給に係る事務費について、主に職員の超過勤務手当やシステム整備委託料などの計上であります。4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、水道費、195万4,000円の増。次ページにわたり、水道事業会計における補助金の増で、この後の議案第5号の水道事業会計補正予算でも説明がありますが、物価高騰対策として、水道の基本料金の減免を予定しており、水道料金システムに減免処理機能を追加するための改修費用への補助金であります。

なお、この事業の財源については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金令和7国補正を充当するものであります。また、歳入の際に御説明していた未計上の4,204万2,000円については、水道の基本料金の減免に充当したいと考えており、予算計上時期につきましては、今回、計上の水道料金システムの減免処理機能追加の回収作業の完了が令和8年3月を予定し、減免の開始が減免の開始時期が令和8年4月からとなりますので、令和8年度当初予算での計上予定であります。6款、1項、商工費、6目、諸費1億2,877万9,000円の増。頑張ろう厚岸応援券発行、令和7国補正1億2,877万9,000円の増で、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による影響を受けている事業者と町民の生活を支援するため、頑張ろう厚岸応援券を配布するものであります。

その内訳は、町民1人につき1万5,000円分の応援券を約8,050人に対して発行する補助金、1億2,075万円のほか、応援券の印刷や郵送料などの事務費経費の計上であります。応援券の利用期間は令和8年3月から令和8年7月までを予定し、換金などの一部の事務を厚岸町商工会に委託して実施するものであります。なお、この事業の財源については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、令和7国補正を充当するものであります。7款、土木費2項、道路橋梁費、2目、道路新設改良費、15万6,000円の増。床潭末広間道路整備事業4万7,000円の増。事業費支弁人件費、10万9,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増であります。3項、河川費、次ページ、1目、河川総務費86万6,000円の増。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、令和7国際4万7,000円の増、事業費支弁人件費81万9,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増であります。9款教育費、5項、社会教育費、6目、情報館運営費440万3,000円の増。厚岸情報館に電気を供給する高圧ケーブルが令和7年12月16日、経年劣化により断線し、課内の電気が使用できない状況となり、高圧ケーブルの修繕は最大で2か月を要する可能性があることから、その間、発電機による仮設給電による経費と、高圧ケーブルの修繕に係る経費の補正計上であります。高圧ケーブルの修繕料は183万7,000円。発電機による仮設給電に係る経費は256万6,000円で、その内訳は、発電機2台の借上料が75万円。発電機を厚岸情報館と接続する費用及び撤去する費用の手数料が26万4,000円、発電機を稼働するための燃料費が155万2,000円の計上であります。6項、保健体育費、2目、社会体育費、292万9,000円の増。次ページにわたり、スポーツ振興292万9,000円の増で、さきの総務管理費の報償費で御説明させていただいた、オリンピックの出場を決めた佐藤綾乃選手を応援

する看板の設置費用等の需用費64万6,000円と、同選手を応援する会が実施する応援グッズの作成やパブリックビューイングの開催などに対する補助金。228万3,000円の計上であります。12款1項1目給与費6,542万4,000円の増。次ページにわたり、特別職、一般職員等人件費3,663万8,000円、会計年度任用職員人件費2,878万6,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増であります。なお、21ページから24ページまでは、給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。

1ページへお戻り願います。第2条繰越し明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しして使用することができる経費は、第2表繰越し明許費による4ページをお開き願います。第2表繰越し明許費であります。3款、民生費、2項、児童福祉費、事業名、物価高対応子育て応援手当支給金額180万円。事業名、物価高対応子育て応援手当支給事務金額5万5,000円、6款、1項、商工費、事業名、頑張ろう厚岸応援券発行、令和7国補正8,114万円であります。令和7年度中に全てを執行できずに、引き続き令和8年度での執行となる予定ですので、それぞれ翌年度に繰越しして使用できるよう限度額を決めさせていただいております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

次に、議案第2号であります。

議案書1ページであります。令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算3回目。

令和7年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,576万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。2ページから3ページは第1表歳入歳出予算補正であります。歳入歳出ともに、1款1項にわたってそれぞれ16万7,000円の増額補正であります。事項別により御説明いたします。6ページをお開き願います。

歳入であります。6款繰入金1項1目1節一般会計繰入金、16万7,000円の増。補正財源調整に伴う増額補正であります。以上で歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。1款、総務費、5項、1目、特別対策事業費、会計年度任用職員人件費16万7000円の増、説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増で、10ページから11ページまで給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号であります。議案書1ページであります。令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算3回目。令和7年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11億2,273万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。2ページから3ページは、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では1款1項歳出では2款2項にわたってそれぞれ、126万8,000円の増額補正であります。

事項別により御説明いたします。6ページをお開き願います。歳入であります。

8款繰入金、1項1目1節、一般会計繰入金、126万8,000円の増。補正財源調整に伴

う増額補正であります。以上で歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。歳出であります。4 款、地域支援事業費 2 項、包括的支援事業任意事業費103万9,000円の増、1 目、包括的支援事業等事業費は、職員人件費44万2,000円の増、2 目、任意事業費は、その他、介護予防施策9万円の増、5 目、認知症総合支援事業費は職員人件費50万7,000円の増。8 款、サービス事業費、1 項、居宅サービス事業費、1 目、包括的支援事業費 次ページにはお開きください。職員人件費22万9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増で12ページから14ページまで給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。以上で議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号であります。

議案書1 ページであります。令和7年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算2 回目、令和7年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ335万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9534万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。2 ページから3 ページ目は、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では、1 款2 項、歳出では1 款1 項にわたって、それぞれ335万9,000円の増額補正であります。

事項別により御説明いたします。6 ページをお開き願います。歳入であります。1 款サービス収入、1 項、介護給付費収入、1 目1 節、施設介護サービス費収入271万8,000円の増。2 項1 目1 節 自己負担金収入64万1,000円の増。それぞれ1 日平均18人の入所者を見込み、施設利用状況に合わせ、それぞれ収入単価の増額見込みに伴う計上であります。8 ページをお開き願います。歳出であります。1 款、サービス事業費、1 項、施設サービス事業費、1 目、施設介護サービス事業費、335万9,000円の増。職員人件費117万円の増、会計年度任用職員人件費218万9,000円の増は、それぞれ説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増で、10ページから12ページまで給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。

以上をもちまして、議案第1号、令和7年度厚岸町一般会計補正予算5 回目から議案第4号、令和7年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算2 回目までの提案説明とさせていただきます。御審議の上、御承認頂きますよう、よろしく願い申し上げます。

●大野議長 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第5号、令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算3 回目について、その内容を御説明いたします。議案書1 ページをお開きください。第1条総則、令和7年度厚岸町水道事業会計の補正予算は次の定めによる。第2条、収益的収入及び支出の補正であります。収入につきましては、1 款、水道事業収益133万円を30万円を増額し、4 億2,116万1,000円とするもので、内訳は営業外収益が195万4,000円の増。3 項、特別利益が62万4,000円の減であります。支出につきましては、1 款、

水道事業費用394万1,000円増額し、3億7,406万2,000円とするもので内訳は、1項、営業費用が394万1,000円の増であります。8ページの補正予算説明書をお開きください。

収益的収入及び支出の内容について説明申し上げます。

初めに、収益的収入であります。1款、水道事業収益、2項、営業外収益、項目他会計補助金は、1955万4,000円の増。1節、他会計補助金が平成8年度からの物価高騰対応とする水道基本料金の減免に対応した水道料金システム、減免処理機の追加改修費分を一般会計から繰入れすることに伴う補助金の増額であります。

なお、令和8年度認定、水道料金基本料の件名を水道事業簡易水道事業一般会計、合わせ430件のうち、月約560万円、これを7か月分現在では予定しているところでありますが、その合計額を4,000万弱を減免ということで、今現在は経営検討しているところでございます。次に1節、他会計補助、申し訳ありません。3項、特別利益、90目、その他特別利益は62万4,000円の減。1節、その他特別利益が人件費精査に伴い、退職給付金引当金戻入から、引当金積立てとなったことから、戻入益62万4,000円の減であります。次に収益的支出であります。1款、水道事業費用、1項、営業費用、四つ目、総がかり費は394万1,000円の増。主に1節、給与が人事院勧告に基づく給与改定に伴う給与66万6,000円の増のほか、各節とも同様に人事院勧告に基づく給与改定に伴う増で、説明欄記載のとおりであります。9節、退職給付費が人件費精査に伴い、退職給付費、給付引当金戻入から引当金積立てとなったことから、66万3,000円の増であります。18節、委託料195万4,000円の増が令和8年度からの物価高騰対応とする基本料金の減免に対応した水道料金システム、減免処理機能追加改修費の計上であります。

なお、4ページから7ページにわたり給与費明細書を添付しておりますので、御参照ください。1ページ、下段へお戻りください。第3条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与、旅費について198万7,000円増額し、3,819万1,000円とするものであります。第4条他会計からの補助金の補正であります。第6号、水道料金システム減免処理機能追加改修費補助について、195万4,000円増額し、他会計補助金総額を5,825万5,000円とするものであります。2ページは補正予算実施計画、3ページは、水道事業会計補正予定キャッシュフロー計算書、9ページと10ページは予定貸借対照表、11ページと12ページは会計処理の基準や手順を示した注記であります。以上が令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算3回目の内容であります。

次に、議案第6号、令和7年度厚岸町下水道事業会計予算補正予算、2回目についてその内容を御説明いたします。議案書1ページをお開きください。第1条総則、令和7年度厚岸町下水道会計の補正予算は次に定めるところによる。第2条収益的支出の補正であります。収益的支出につきましては、1款、下水道事業費用を107万5,000円増額し、5億5,721万7,000円とするもので、内訳は1項営業費用が107万5,000円の増であります。収益的支出の内容につきましては、補正予算説明書で説明いたします。第3条、資本的支出の補正であります。支出につきましては、1款、資本的支出52万4,000円を増額し、4億6,767万2,000円とするもので、内訳は1項、建設改良費が52万4,000円の増であります。9ページの補正予算説明書をお開きください。収益的支出及び資本的支出の内容について説明申し上げます。初めに収益的支出であります。1款、下水道事業費用、1項、営業費用、7目総がかり費は107万5,000円の増。主に1節、給料が人事院勧告に

基づく給与改定に伴う32万9,000円の増のほか、各節とも同様に人事院勧告に基づく給与改定に伴う増で、内容は説明欄記載のとおりであります。次に、資本的支出であります。1款、資本的支出、1項、建設改良費、四つ目、総がかり費は52万4,000円の増。主に1節、給与が人事院勧告に基づく給与改定に伴う26万9,000円の増のほか、各節とも同様に人事院勧告に基づく給与改定に伴う増で、内容は説明欄記載のとおりでございます。なお、5ページから8ページにわたり給与費明細書を添付しておりますので御参照ください。1ページ中段へお戻りください。第3条本文括弧書き、資本的収入が収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億7,115万5,000円は過年度分損益勘定留保資金1,202万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,013万5,000円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額899万2,000円を資本的収入の収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億7,167万9,000円は過年度分損益勘定留保資金1,202万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,065万9,000円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額899万2,000円に改めるものであります。第4条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正であります。2ページをお開きください。職員給与費について、159万9,000円増額し、3,962万6,000円とするものであります。3ページは補正予算、補正予算実施計画、4ページは、補正予定キャッシュフロー計算書、10ページと11ページは予定貸借対照表、12ページと13ページは会計処理の基準や手順を示した注記であります。以上が令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算書2回目であります。御審議の上、御承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

●大野議長 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして議案第7号、令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算2回目について、その内容を御説明いたします。議案書1ページをお開きください。第1条総則、令和7年度厚岸町病院事業会計の補正予算は次に定めるところによる。第2条収益的支出の補正であります。収益的支出の補正は補正予算説明書で御説明いたします。10ページをお開きください。1款、病院事業費用、1項、営業費用 1目、給与費2,074万7,000円の増。内訳として、1節、給料、959万1,000円の増、2節、職員手当等623万2,000円の増、3節、法定福利費210万9,000円の増。5節、賞与引当金繰入れ額180万6,000円の増、6節、報酬100万9,000円の増は、それぞれ人事院勧告に基づく給与改定に伴う増額補正であります。なお、4ページから9ページにわたり給与費明細書を添付しておりますので御参照ください。1ページにお戻りください。

第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

職員給与費を2,074万7,000円増額し、8億2,328億2,039万10002039、30 すいません、8億2,391万2,000円とするものであります。2ページは補正予算実施計画、3ページは補正予定キャッシュフロー計算書、11ページから13ページまでは予定貸借対照表と注記であります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。以上で議案第7号、令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算2回目の提案説明とさせていただきます。御審議の上、御承認頂きますようよろしく願い申し上げます。

●大野議長　　初めに、議案第1号について質疑を行います。7番　南谷議員。

●南谷議員　　まずですね、歳出の10ページですか。2款1項1目一般管理費、5万円でございます。佐藤綾乃さんの報償費でお尋ねをさせていただきます。佐藤綾乃さんの報償費ということだったんですけど、もう少し詳しく説明をしてください。それからですね、次に、8ページです。8ページ、歳入でございます。16款、2項、1目、総務費国庫補助金、1節の非常に長いんですけど、物価高騰対応重点支援地方調整臨時交付金ここですね、1億3,073万3,000円の交付金計上でございます。この内容について、大変詳しい説明をしていただきました。おおむね理解をしたんですけども、この件について、ちょっと復唱させていただくんですけども、14ページを見てください。14ページ、6款、1項、6目、諸費、ここですね、1億2,075万円。これについては、1人当たり1万5,000円を850人に、1億2,075万、これだけ計上されてるというふうに。

それから、経費分、829万が手数料をプラスすると1億2,877万9,000円になることは理解をさせていただきました。さらにですね、水道事業会計のほうに、ソフトの改修事業にかかっているお金を合わせて、この交付金が1億3,073万円になるということでございます。差額が195万4,000円これが水道会計で令和7年度にソフトの改修をするよと、こういう理解をさせていただきました。ここまではよろしいでしょうか。その上でですね、資料が出てました。この頂いた資料なんですけれども、交付金なんですけれども、頑張ろう応援券に、今、言ったように1億2,800万を使うんですけども、さっき言った、こっちのほうでね、計上されている数字は1億3,000万なんですけれども、総体で今回ですね、国から来たお金は、1億7,277万5,000円、この別添の資料、この数字になるということに理解してよろしいんですよ。さらに、この1億7,200万からここに計上されている1億3,000万。差額のお金は、水道事業、令和8年度の事業に、さっきの説明ですと7か月分、850人に還付するよと。減免するよと。こういう説明だというふうに理解をいたしました。そうしますとですね、私の今の説明で計算すると280万ぐらい合わないですね。計算器叩いたら、まだ合わないですよ、まだ208万円。それは経費に使うよということなんですか。この、280万についての説明、それからですね、なぜ、水道料金の減免に至ったのか。あの応援券わかりますね…、各町村1万5,000円、1万2,000円いろいろありますよ。今朝の道新にも出てました。2万円を支給する自治体もあります。そういう中で厚岸町は1万5,000円と水道料金の7か月分の減免をされるよ。この考えに至った経緯っちゅうかな、こういうことだからこうしますと、これについて考え方について説明をしていただきたい。それからですね、さらに確認するんですけども、この水道料金の減免、いろいろ自治体、新聞にそれぞれ出てきますよ、頑張ろう応援券に使い道について、厚岸町では、令和8年度にこの4,000万ぐらいのお金を水道料金の減免に回すよって言うんですけど、そのソフトの改修ですけども、この後ですね、いろんな事情があって、もっと有効に使えるほうがあったらまだ上がってませんから、そういう部分っちゅうのはどうなんですか。今の時点では、水道料金の減免を7か月分やるよという考え方だろうと僕ときちっと言っていたいて、私は納得したんですけども、この利用方法とか活用方法にはいろいろあると思うんですよ。

各自治体、この辺についての考え方、お伺いをさせていただきます。

●大野議長 総務課長。

●総務課長（布施課長） はい。それでは私のほうから佐藤綾乃選手の関係ですね、賞賜金ということで、こちらにつきましては、出場が決まった際のお祝い金という形で、できればと思っております。これはですね、前回もなんですが、賞賜金としてお渡ししまして、これとは別にですね。また成績によってはですね、また別な賞があるんですけども、そのときはまた成績によって、そちらはそれでまたお渡しできるかな、成績によってですね、と考えております。

●大野議長 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 私のほうからですね、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の関係ですね、こちらのほう私のほうから答えさせていただきます。

まずですね、議員おっしゃられましたとおり、参考資料ですね、こちらでありますとおり、今回の交付金の総額は1億7,277万5,000円、こちらの計に出ている数字が、今回決定額として、国のほうから示されているところでありまして。そして、今回、臨時会に計上させていただいた数字というのが、この表で言います1番上の水道事業会計の195万4,000円。それからその下の頑張ろう厚岸応援券発行、令和7国補正、1億2,877万9,000円、こちらの二つが今回の予算に計上されているというところでありまして。

そして、先ほど提案説明の際にも御説明させていただきましたが、その下の4,204万2,000円、こちらの部分を、令和8年度予算、当初予算で減免のほうに使用したいと考えているというお話をさせていただきました。先ほどですね、水道課長のほうから、予定額が示されておりました。そちらが、4,204万2,000円のうち、水道事業会計とそれからの農業用水ですね、農水ですね、金額は予定としてなんですが、今は、そうしますと3,955万円ほど、こちらが先ほど御説明した中で予定されていると、1か月当たりで推計して7か月で計算するとこの数字になろうかという数字なのかと思いますが、それを差引きますと、残りが249万2,000円、先ほど議員が200万ちょっとぐらい合わないんじゃないかという話されてた金額となります。こちらのほうはまだですね、月ごとの金額ってのはまだ定まっておきませんので、多分、上下すると思いますので、その辺の中で調整するという形になろうかと思いますが、そして、もし残額が出た場合には、ほかにも物価高騰で光熱水費等ですね、施設の中で物価高騰の対応、上がってる部分がございますので、そちらに充当するような形になろうかなと思います。

また、そちらのほうはまだ決めている状況ではありませんが、令和7年度の12月の議会でも御説明させてもらったその前の補助金も最終的には3月補正で調整させていただくということをお話しさせていただきましたが、この部分についてもですね、令和8年度予算の中で調整させていただければと考えております。

それから、今回の1万5,000円と、それから水道料の減免、こちらのほうに至った経過ですね、こちらのほうについては、ほかの町村の状況も、事前にですね、調べさせて

いただきました。ほかの町村では、2万円の商品券や、それから1万2,000円の商品券。もしくは、1万円の応援券と様々な状況であります。また、各町村の中では応援券と水道料金の減免を行っている町村もございました。はい。それで、うちのほうも、どのような支援策があるのかということを検討させていただいたときにですね、国のほうから制度の目的として示されているのが、この物価高のですね、影響を受けた生活者や事業者の支援ということがございました。応援券だけですと町民皆さんには行き渡りますが、事業者の部分というのは、なかなか行き渡らないではないかということがございまして、町の中で支援できる部分となりますと、水道料金がいいのではというところで、今回、応援券と水道料金の減免と町民皆さんだけじゃなくて事業者にもそういった支援が行き渡るようにという考えから、この二つに充当しようという考えで、今回提案させていただいております。

●大野議長 7番。南谷議員。

●南谷議員 まずですね、佐藤綾乃さんの報償費5万円でございます。前回は出したということなんですけれども、しっかり町民の1人として、オリンピックに行ったら応援をしたいなと思っております。ですけれど、5万円という金額少くないですか。5万円だとね、お年玉でもね、5万円なんだよな。今、子供でも、そういう時代に5万以上は適切なのかな。厳しい厚岸町の財政状況を思えばなと思うんですけど、5万円というのはこの時代にどうなのかなと。少なくともオリンピックに行くのになあと思います。それとですね、もし、メダルを獲得した場合、前回、前々回に金メダルを取っております。何らかの厚岸町としての表彰なんかをすべきと考えますが、前回はですね、何かやったって言ってるんですが、あんまりインパクトがないんですよ。少なくとも厚岸町の町民の1人としていた人、今はね、住所どうかわかんないんですけども、金メダルを取ったよということの功績に対してですね、町として、やはりきちっとした形で、インパクトのあるものを考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。それから次にですね、16ページです。情報館、9款5項6目情報館運営費、440万3,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。説明を聞いてますと高圧ケーブルの切断によりということなんですけれども、もう少し、なぜ切断したのか、復旧はいつ頃になるのか、この辺についてね、まず、その経過について説明を、原因ですか、この辺について、いつ頃、復旧になるのかも含めて説明をしてください。

●大野議長 総務課長。

●総務課長（布施課長） はい。まず佐藤綾乃選手の関係ですけども、最初にですね、賞で言いますと平成29年にワールドカップで成績を納められたときには、まず栄誉賞を讃えてというような形でお渡ししまして、あと30年のオリンピックのときには、栄誉賞でそのあとの前回ですね、その時には栄誉賞の次に、栄誉賞特別賞というような形で、前回は、お渡ししておまして、そのときの副賞といたします10万円というような形ではあったんですが、今の規定でいきますとですね、今回もその成績、メダルを取られたと

いった場合には、また同じ今のところは榮譽賞特別賞というような形で今のところはなっております。先ほどの金額につきましても、こちらメダルを取った場合は10万円ということと、それと比較してというところもあるんですけども、そういうような兼ね合いといえますか、そこを考えたところ、5万円というような形で、賞賜金としてお渡しできればと考えております。

●大野議長 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） はい。私のほうから情報館の今回の修繕等についての経過、御説明申し上げます。実は令和7年、昨年12月16日の午後10時にですね、10時54分正確には、停電が情報館で発生しました。これに伴いまして、警報装置、そういうものから、業者のほうで確認したところ、原因としましては、外から引き込んでいる高圧ケーブル、こちらのほうが損傷したということで、電源、電流が流れなくなるというところで、停電、そしてこのケーブルの破損ということが原因と考えております。こちらのほうですね、突然切れたということで、恐らく経年劣化、これまで開館してから交換してなかった部分もございまして、そういう経年劣化の要因が大きいだろうということになっております。今回補正予算を計上させていただくところで、業者とそういうケーブルをですね、納入したり、そういうもの考えたところ、2か月はかかるのではないかとということで、最大2か月というところで試算させていただいて予算を計上させていただいております。ただですね、ただいま業者のほうもですね、ケーブルをですね、ほかのところを持っていたりしているものがないかというところで、いろいろ手をいろんなところで調べてですね、何とか2か月かからないでですね、1か月、ちょっとぐらい、まずは2か月、わかんない中で、復旧できないかというところで、今、工事準備進めているところでありまして、御理解頂ければと思います。

●大野議長 7番、南谷議員。

●南谷議員 まず情報館のほうからいきます。そうするとまず入り口で申し訳ないんですけど、高圧電流ケーブル引っ張ってるこの責任というのは、情報館にあるってということなんでしょうか。破損したものについては、そういう理解をせざるを得ないのかなというふうに聞いた普通はさ、NTTとか、家庭であればね、町内で直してくれるんだけど、町として高圧電流の管理ってというのは、厚岸町はしなければならないと、そういうことだと。それから経年劣化、未然に防げなかったのかな。申しますのも、440万のうち、修繕費が183万7,000円、ところがですね、応急処置、リース料、燃料代を含めて256万6,000円なんですよ。むしろこっちが大きいんですよ。発生、起きてしまったからしょうがないのかもしれないんですけども、修繕費以上にですね、対応処置が、その分、応急対応されたから、町民の皆さんに負担をかけないで済んだんだけど、残念だなと思います。もし、これは不可抗力なんでしょうか。建物を運営していく上ではやむを得ない突風だったのかなというふうに理解するんです。その辺の見解っちゅうのはどうなってるのかお尋ねをさせていただきます。

それから、佐藤綾乃さんの関係でございます。既に5万円の報酬については分かりま
すですけど、今からあんまり騒ぐといいことないと思うんですけども、もしですね、
少なくとも、厚岸町に住まれた方がオリンピックに出るっていうこと自体、大変なこと
だと私は思います。それが過去に金メダルも取られてるよと。これは事実でございます。
ですけど、本人の年齢的なことも考えたりすると、今の条例の中ではと言うんですけれ
ども、私はね、いろいろし批判もあるかもしれません。そこまでやる必要があるのかと
か、でも、やっぱり町民の1人として、それだけ頑張った人に対して、厚岸町としてき
ちんとした対応してやるべきだと私は思います。そういう意味では今の条例ではすね、
できないわけですよ。この辺、町長の考えをお尋ねをさせていただきます。どっちかに
行くのかな。

●大野議長 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） まず、情報館の2点について御説明申し上げます。

今回の高圧ケーブルの所有者といいますか、工事施工するところは、どこかというこ
ろで、まずその1点目はこの停電があっっておきましてすぐ、この原因を究明しようと
しまして、業者にも問合せ、北電のほうにも問合せいただきました。その際ですね、
引込線の電柱もそちらも確認させていただいて、電力会社との情報館のケーブルのつな
ぎ目、やはりその線引きがちゃんとありまして、ここから以降は営業電力会社、ここ
から以降は、情報館の管理の部分ですという、すみ分けをちゃんと確認したところすね、
今回のケーブルが電力会社から供給されている情報館のケーブルだということを確認し
ました。その部分で、今回この損傷については、情報館こちらのほうの対応ということ
で、お互いに確認しているところでございます。それともう1点、この発生してからで
すね、対応するものにお金がかかったというところで未然に防げなかったかというこ
ろで、担当しても、担当者としても大変その部分、申し訳なく思っているところです。

今回、すぐ高圧ケーブルが切れて、すぐ対応できるようにすね、発電機等を設置し
ました。この発電機もすね、高圧ケーブルに対応するものということで、情報館のコ
ンピューター、あと暖房とか、燃焼系のもの、それに対する容量の大きい発電機、それ
と一般のコンセントとか照明のための、ちょっと小型な容量の小さい発電機等、すぐ対
応することになったんですが、どうしてもそちらのレンタル料とそれと1台1日当たり
の発電機を動かすための燃料単価がちょっと高くなりまして、その部分でどうしても、
その分が、事後の対応、今復旧対応のほうに予算がかかったというところで御理解頂け
ればと思います。御質問者おっしゃられるように、常時、そういう点検等できればよか
ったんですが、この高圧ケーブルというもの、そして、経年劣化で起きてしまったとい
うところで、大変対応が遅くなってしまったと確認ができなかった部分、あるんですが、
今後は、いろいろと、こういう保守、経年劣化で起きるであろうことに対してもすね、
十分、日々の業務の中でも注意を払いながら、管理運営に努めていきたいと思いま
すので、御理解頂ければと思います。

●大野議長 町長。

●町長（三浦町長） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今、先ほど、南谷議員の御質問あったとおりでございます。今のこの表彰の規定でおきますと、メダルが取った場合の荣誉特別賞ということでございます。ただ、オリンピックに出場するこれは3大会連続でございます。そしてオリンピックに出場するというのは、本当にオリンピックだ、出場するだけが問われてる部分があるのかなと思うんですけど、その出場する4年間、これがやはりこの選手にとっては、本当にこの死にものぐるいでオリンピックに出ることが準備、またそういういろいろな大会で成績を収めてきての結果が、このオリンピックの出場だということで思ってます。

私の考えといたしましても、メダルを取る取らないにかかわらずですね、この結果によりましてなんですが、やはり本人にもですね、この1度オリンピックが終わったら、こちらもまた厚岸町に来ていただいてですね、そういった報告をしていただくのも大事かなと思ってます。まずは結果も見させていただければなと思っておりますが、やはり、そういったオリンピックにまず出場したというところを、私は本当にこの厚岸町にとっても名誉なことだと思いますし、厚岸町の子どもたちにとってもですね、やはり希望の部分もあると思いますので、そういった中ではこの結果を見させていただくというところもありますが、やはり終わった後ですね、佐藤さんに来ていただきましてですね、何らかの、この表彰になるのか、どういった形でできるのかということをちょっと検討させていただければと思っておりますので、御理解頂ければと思っております。

●大野議長 ちょっと休憩します。

午後12時05分休憩

午後12時06分再開

●大野議長 再開いたします。ほか御質問ございませんか。 10番堀議員。

●堀議員 スポーツ振興でお聞きします。

あと、3週間ぐらいかな、開催されるミラノコルティナ五輪、厚岸町出身の佐藤選手がですね、ぜひ活躍してほしいなというふうに応援する1人であります。佐藤選手、スケートで出場するわけでありまして、厚岸町のスケートリンクの状況というものがまだ、開いてないのかなというふうに思うんですけども、そこら辺の状況というものはどのようになっているのでしょうか。

●大野議長 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） はい。ただいまスケートリンクの状況についてという御質問でお答えさせていただきます。現在、宮園公園のスケートリンクのほう、本日一部分だけ限定付きではあるんですが、一部分、開放させていただいております。

本来であれば、中心の部分と円周の部分、そちらのほうで全て活動できるようにと考えていたんですが、本日、中心部の四角部分と、外周の一部分だけ限定的ということで

今、オープンさせていただいております。

●堀議員 分かりました。

●大野議長 ほかがございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●大野議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第2号について質疑を行います。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●大野議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。次に、議案第3号について質疑を行います。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●大野議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第4号について質疑を行います。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●大野議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第5号について質疑を行います。10番堀議員。

●堀議員 先ほど、水道事業会計の交付金を使っての減免の説明というものがありました。そのときに、この会計の説明の中ではですね、水道課長のほうから、対象件数というのが400件ほどだというような説明というものがあつたんですけれども、来年度予算化する水道料金の減免する費用というものは、全町民が対象じゃないんでしょうか。

その辺もう少し詳しく説明してください。

●大野議長 水道課長。

●水道課長(高瀬課長) お答えいたします。今、400件という言ったんですが、4,300件ほどになります。官公庁は抜きます、抜いた上での4,300件といたしております。以上

です。

●堀議員 はい、わかりました。

●大野議長 ほかがございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●大野議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。次に、
議案第6号について質疑を行います。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●大野議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。次に、議
案第7号について質疑を行います。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●大野議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。以上で
本臨時会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。
よって、令和8年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

午後12時11分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和8年1月16日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員
